

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和4年12月20日</u> 一部改正	貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <u>令和4年10月11日</u> 一部改正	
1 基本的引受基準 (1)～(8) (略) <u>(9) G 7エルマウ首脳声明における国際合意(2022年6月G 7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。)に反する又はそのおそれがある対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> (10) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。 ①～② (略) (11) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）	1 基本的引受基準 (1)～(8) (略) (9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記1(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。 ①～② (略) (10) 仕向地が公海（いずれの国の排他的水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea。以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）	

である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第3条第1号及び第3号に規定するてん補危険について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。ただし、約款第3条第1号のてん補危険について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合はこの限りでない。 (12) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。 ①～② （略） (13) 特約書附帯別表第4第1号に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、2 国別引受基準の(2)③ - 1 又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。 (14) 「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 (15) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。 ①～② （略） (16) その他 ① （略） ② エスカレーションクローズ付きの対象契約にあっては、運用規程第15条により取り扱うこととする。	である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）は、約款第3条第1号及び第3号に規定するてん補危険について、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。ただし、約款第3条第1号のてん補危険について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合はこの限りでない。 (11) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。 ①～② （略） (12) 特約書附帯別表第4第1号に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、2 国別引受基準の(2)③ - 1 又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。 (13) 「別紙6 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物等（輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）に含む対象契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合は、当該貨物に係る部分については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。 (14) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。 ①～② （略） (15) その他 ① （略） ② エスカレーションクローズ付きの対象契約にあっては、運用規程第15条により取り扱うこととする。
--	--

③（略）	③（略）	
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和4年12月20日</u>〕 この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和4年10月11日</u>〕 この改正は、<u>令和4年10月18日</u>から実施する。	